

第325回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和6年3月22日（金）午後3時00分～午後3時47分

2 場 所：千葉市役所新庁舎高層棟3階 L会議室304

3 出席者

（1）委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、板谷和也委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員

（2）行政庁職員：太田宅地課長補佐、山本審査第一班主任査、鈴木審査第二班主任査、中村企画調査班主任査、土屋企画調査班主任査

（3）事務局職員：秋葉建築部長、三田建築管理課長、富士計画調整班主任査、三宅計画調整班主任技師

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為等

ウ 議案第3号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

（2）その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第 3 号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第 4 号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について
次回の開発審査会の開催日は、令和 6 年 4 月 2 6 日（金）と決定した。